〔削る〕	四　〔略〕
〔削る〕	〔略〕
用に関する経験三年以上　〔削る〕	卒業後高さ十五メートル以上のダム（発電用のものに限る。）

四　学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又はこれと同等以上の教育施設を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含み、前号に掲げる者を除く。）	五　〔略〕
水力設備又は水力設備に相当する発電用以外の設備の工事、維持又は運用	〔略〕
経験四年以上を含む六年以上　卒業後（同法による専門職大学の前期課程においては修了後）高さ十五メートル以上のダム（発電用のものに限る。）の工事、維持又は運用に関する経験四年以上を含む十年以上	卒業後高さ十五メートル以上のダム（発電用のものに限る。）

五　学校教育法による高等学校又はこれと同等以上の教育施設を卒業した者（前号に掲げる者を除く。）	六　前二号に掲げる者であつて、講習を修了した者
〔略〕	水力設備又は水力設備に相当する発電用以外の設備の工事、維持又は運用
の工事、維持又は運用に関する経験三年以上を含む七年以上　卒業後高さ十五メートル以上のダム（発電用のものに限る。）の工事、維持又は運用に関する経験三年以上を含む九年以上	卒業後高さ十五メートル以上のダム（発電用のものに限る。）の工事、維持又は運

六　学校教育法による高等学校又はこれと同等以上の教育施設を卒業した者（五に掲げる者を除く。）	〔新設〕
〔略〕	〔新設〕
の工事、維持又は運用に関する経験五年以上を含む十年以上　卒業後高さ十五メートル以上のダム（発電用のものに限る。）の工事、維持又は運用に関する経験五年以上を含む十四年以上	〔新設〕